

中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月十五日

浜田 和幸

参議院議長 西岡 武夫殿

中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書

平成二十三年六月八日から翌九日にかけて、中国軍の艦艇少なくとも十一隻が、沖縄本島と宮古島の間を通過し、太平洋へと向かった。

中国軍の艦艇は、平成二十二年四月にも同海域を通過しており、その際には沖ノ鳥島周辺で訓練を実施したとされている。

そこで以下のとおり質問する。

一 中国軍の潜水艦が、平成二十三年六月八日から翌九日にかけて、沖縄本島と宮古島の間を通過した事実があるのかについて明らかにされたい。

二 中国軍が、沖ノ鳥島周辺（我が国の領海内及びその周辺）で訓練を実施した場合、中国政府に対して抗議をする予定はあるのか。政府の見解を示されたい。

三 台湾、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイは、南沙諸島の帰属をめぐつて、中国と対立している。政府が、中国軍の海洋での動きに関して、これらの国々との間で情報を日常的に交換しているのかについて明らかにされたい。

右質問する。

